

事務所だより



令和8年1月号

〒861-8029

熊本市東区西原2丁目6番21号

杉山友香社会保険労務士事務所

TEL:096-201-8021 FAX:096-201-8022

<https://sugiyama-office.p-kit.com/>

年次有給休暇取得率、令和7年のは過去最高の66.9%に！

～令和7年就労条件総合調査より～

文責：杉山 友香

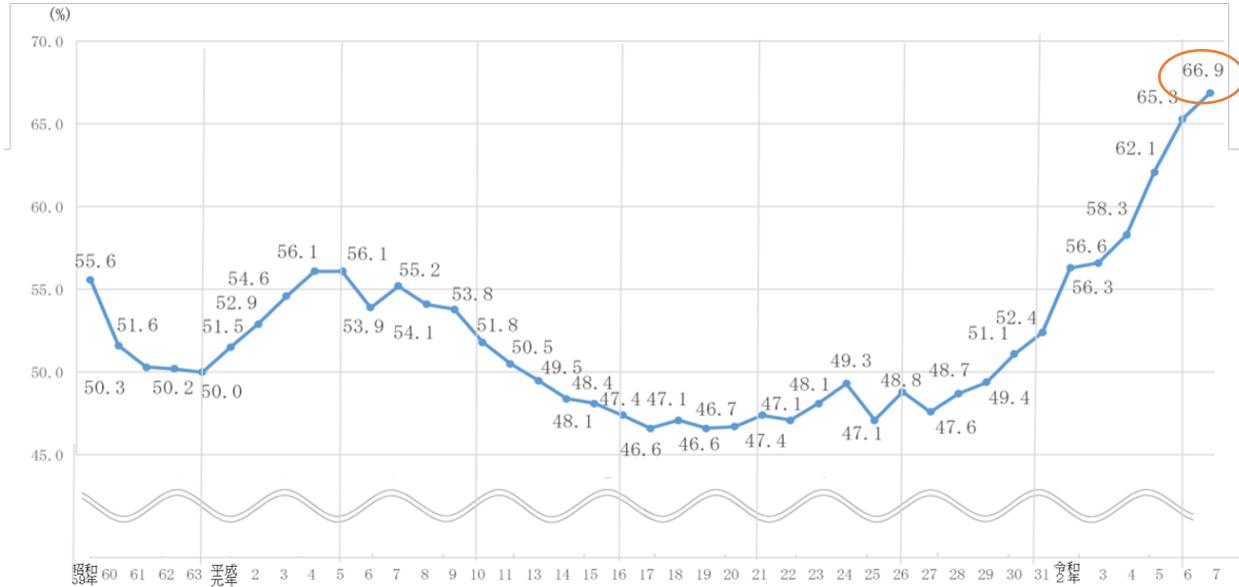


厚生労働省から公表された「令和7(2025)年就労条件総合調査」によれば、令和7年の年次有給休暇取得率が過去最高の66.9%となりました。

画像のグラフを見ると分かりますが、バブルの頃は55%前後であった年休取得率はその後低下し、平成13年から平成29年までは40%台と低迷していました。その後、労働基準法改正による年5日の取得義務、そして人材採用難を背景とした働きやすい環境づくりなどにより年々取得率が上昇し、今回、過去最高を記録しました。政府は令和10年までに取得率70%以上を目指していますが、その達成はほぼ確実な状況となっています。



第2図 労働者1人平均年次有給休暇取得率の年次推移



1. 年間休日日数…年間休日総数(令和6(2024)年)

- (1) 1企業平均年間休日総数 112.4 日(前年調査 112.1 日)[昭和60(1985)年以降過去最多]
- (2) 労働者1人平均年間休日総数 116.6 日(同 116.4 日)[昭和60年以降過去最多]【7頁・第4表】

2 年次有給休暇の取得状況(令和6年(又は令和5(2023)会計年度))

- (1) 年間の年次有給休暇の労働者1人平均付与日数 18.1 日(前年調査 16.9 日)
- (2) 年間の年次有給休暇の労働者1人平均取得日数 12.1 日(同 11.0 日)[昭和59(1984)年以降過去最多]

出典:厚生労働省 報道資料より

令和 8 年度 協会けんぽ任意継続被保険者の 標準報酬月額は 32 万円のまま



文責: 杉山 友香

会社を退職し、健康保険の被保険者資格を喪失した後に加入する健康保険の制度はいくつかありますが、その一つとして退職前まで加入していた健康保険に引き続き加入する任意継続被保険者の制度(以下、「任意継続」という)があります。

任意継続を利用するためには、資格喪失日の前日までに継続して 2 ヶ月以上の被保険者期間があることや、資格喪失日から 20 日以内に申請することが必要があります。そして負担する保険料は、退職時の標準報酬月額を基に決まります。この標準報酬月額には上限があり、協会けんぽの全被保険者の標準報酬月額の平均額となっています。

今回、2025 年 9 月 30 日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額は 318,100 円となったことから、令和 8 年度(2026 年度)の健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、32 万円(320 千円)に据え置かれることになりました。

2024 年の平均額が 312,550 円であったため、約 5,500 円平均額が引きあがっており、標準報酬月額は変わらないものの、賃上げの影響を感じさせられます。

～年頭に思うこと～



文責：伊東 毅

新年、おめでとうございます。

昨年中は、大変お世話になりました。職員一同、厚く御礼申し上げます。

加齢とともに、何事も見え難くなるものです。しかし、歳を重ねると観えてくるものがあります。

60 歳の時には、「悪意を与える、悪意は受け取らず」ということです。実行できていれば、さぞや心が穏やかになっていたことでしょう。

そして、今は「どんな悩みも振り返ってみれば笑い話」ということに思い至りました。「どんな悩みも？違うでしょ、一つや二つは笑えない悩みもある」という御仁のご意見でしたが、「それはまだ時間が必要なだけです。時間が経てばどんな悩みも笑い話」と応えています。

若い頃、自死をも考えた時期があります。その最中は、笑い話になるとは到底思えませんでしたが、人間の思考は良くできたものです。生きていく、文字通り食べていくことに意識が向いて、次の給料日までに 1 日 500 円で過ごさねばならない、という現実があると、死にたいなどの贅沢は言ってはおられません。そして、時の流れの中で、もがき苦しんだ末に観えてきたのは、「どんな悩みも笑い話になる」ということでした。

それが判っていながらも、夜も寝られないように嫌な出来事を考えてしまいます。この悩みも時間が経てば笑い話になるのに、自ら執着を選択しています。

ということで、これからは、嫌なこと、許せない(と、勝手に思っている)ことを夜な夜な考えるのではなく、楽しかったこと、嬉しかったことを思い浮かべるようにしよう、と思うのです。

皆様、それぞれに年頭の誓いを立てられたことでしょう。今日、1 日実践出来た、を繰り返して、どうぞこの 1 年も素晴らしい年になりますようにご祈念申し上げます。

今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

